

障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧

1. 障害者作業施設設置等助成金

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	2 / 3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき450万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき150万円 (中途障害者の場合は1人につき450万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 (1事業所あたり一会計年度につき4,500万円) 	3年間
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借による設置			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき月13万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 (中途障害者の場合は1人につき月13万円) 	

2. 障害者福祉施設設置等助成金

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	1 / 3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき225万円 ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 (1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき2,250万円)

3. 障害者介助等助成金

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
① 重度中途障害者等職場適応助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中途障害者である重度身体障害者 ・ 中途障害者である 45 歳以上の身体障害者 ・ 中途障害者である精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者 1 人あたり月 3 万円 (短時間労働者にあつては月 2 万円) 	3 年間
② 職場介助者の配置または委嘱助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 級以上の視覚障害者 ・ 2 級以上の両上肢機能障害および 2 級以上の両下肢機能障害を重複する者 ・ 3 級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害および 3 級以上の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者および短時間労働者	3 / 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置 1 人 月 15 万円 ・ 委嘱 1 人 1 回 1 万円 年 150 万円まで 	10 年間
○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱			<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱 1 人 1 回 1 万円 年 24 万円まで 	
③ 職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金	<ul style="list-style-type: none"> ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱 	2 / 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置 1 人 月 13 万円 ・ 委嘱 1 人 1 回 9 千円 年 135 万円まで 	5 年間
○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱			<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱 1 人 1 回 9 千円 年 22 万円まで 	

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
④手話通訳担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳担当者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 級以上の聴覚障害者 ・ 2 級の聴覚障害者 	3 / 4	委嘱 1 人 1 回 6 千円 年 28 万 8 千円まで (障害者 9 人までの場合)	10 年間
⑤健康相談医師の委嘱助成金 ○障害者の健康管理に必要な医師の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 級以上の内部障害者 ・ 3 級以上のせき髄損傷による肢体不自由者 ・ てんかん性発作を伴う知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 6 級以上の網膜色素変性症、糖尿病性網膜症、緑内障等による視覚障害者 		委嘱 1 人 1 回 2 万 5 千円 障害者の障害の区分ごとに 委嘱 1 人 年 30 万円まで	

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<p>⑥職業コンサルタントの配置または委嘱助成金</p> <p>○障害者の雇用管理のために必要な職業コンサルタントの配置または委嘱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度身体障害者 ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 <p>※上記の障害者である在宅勤務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3級の下肢機能障害者である在宅勤務者 ・ 3級の体幹機能障害者である在宅勤務者 ・ 3級の内部障害者である在宅勤務者 <p>※対象障害者5人以上のための配置または委嘱であることが必要</p>	3 / 4	<p>配置1人 月 15万円</p> <p>委嘱1人 1回 1万円</p> <p style="text-align: right;">年 150万円まで</p>	10年間
<p>⑦在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱助成金</p> <p>○在宅勤務障害者の雇用管理および業務管理の業務を担当する在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者である在宅勤務者 ・ 知的障害者である在宅勤務者 ・ 精神障害者である在宅勤務者 	3 / 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置 障害者1人あたり月5万円 (在宅勤務コーディネーター1人あたり月25万円まで) ・ 委嘱 障害者1人あたり1回3千円 (在宅勤務コーディネーター1人あたり年225万円まで) ・ 在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計および就業規則等の諸規程の整備 初回に限り10万円(支給は1回を限度) 	10年間

4. 職場適応援助者助成金

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1号職場適応援助者助成金 ○法人格を有していること、定款または寄付行為等において障害者の就労支援が規定されていること、第1号職場適応援助者養成研修を修了した者を雇用していること、障害者雇用に係る支援の実績があることおよび地域センターとの業務連携関係があること等の要件を満たす社会福祉法人等による援助の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・その他、第1号職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者 	3 / 4	<ul style="list-style-type: none"> ・援助の事業を実施した日数1日につき14,200円（1日につき3時間に満たない場合は7,100円） （第1号職場適応援助者1人につき月28万4千円まで） ・雇用前支援において協力事業主に支払った費用相当額1日につき2,500円 （支援対象となる障害者1人につき月5万円まで） ・第1号職場適応援助者養成研修の受講に係る旅費相当額または機構が別に定める限度額のいずれか低い額（研修修了後6ヶ月を超えて援助の事業を開始しない場合は不支給） 	支給期間 1人あたり1回につき1年8カ月 限度
②第2号職場適応援助者助成金 ○雇用する障害者の職場適応援助を行うため第2号職場適応援助者を配置	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 		配置1人 月15万円	

5. 重度障害者等通勤対策助成金

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間	
①住宅の新築等助成金 ○対象障害者用に特別な構造または設備を備えた住宅の新築・増築・改築・購入（事業主団体を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度身体障害者 ・ 3級の体幹機能障害者 ・ 3級の視覚障害者 ・ 3級または4級の下肢障害者 ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 	3 / 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯用 1戸につき 1,200万円 ・ 単身者用 1人につき 500万円 (1事業所につき 5,000万円が限度) 	10年間	
②住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借			<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯用 月 10万円 ・ 単身者用 月 6万円 		
③指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主団体を含む）			<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置 1人 月 15万円 		
④住宅手当の支払助成金			<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者 1人 月 6万円 		
⑤通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主団体を含む）			※「③指導員の配置」 「⑤通勤用バスの購入」 「⑥通勤用バスの運転に従事する者の委嘱」 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</div> 対象障害者が5人以上であることが必要		<ul style="list-style-type: none"> ・ バス 1台 700万円
⑥通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主団体を含む）					<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱 1人 1回 6,000円

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
⑦通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度身体障害者 ・ 3級の体幹機能障害者 ・ 3級の視覚障害者 ・ 3級または4級の下肢障害者 ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 	3 / 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱1人 1回2,000円 ・ 交通費 1認定3万円 	1月間
⑧通勤のための駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 <p>※「⑦通勤援助者の委嘱」 対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合であることが必要</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者1人 月5万円
⑨通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車を購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2級以上の上肢障害者 ・ 2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢障害者 ・ 3級以上の体幹機能障害者 ・ 3級以上の内部障害者 ・ 4級以上の下肢障害者 ・ 4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入 1台150万円 (1級または2級の両上肢障害者1台250万円) 	

6. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度身体障害者 ・ 知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） ・ 精神障害者 <p>※ 対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要</p>	<p>2 / 3</p> <p>特例</p> <p>3 / 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 認定 5千万円（特例 1億円） （同一事業所における施設改善、設備更新は合計1億円を限度） 	
<p>※利息助成</p> <p>○上記①及び②の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため銀行または信用金庫から資金を借入</p>				5年間

7. 障害者能力開発助成金

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種（施設設置） ○能力開発訓練のための施設等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 } である障害者のグループ	4 / 5	・ 2 億円	
②第1種（施設・設備更新） ○①の対象となった施設の改善、設備の更新			・ 5 千万円	
③第2種（運営費） ○障害者能力開発訓練事業の運営費	※第3種（受講）は、事業主が第2種（運営費）を受けている施設で訓練を受講させる場合に限る	3 / 4	・ 受講生 1 人 月 16 万円	訓練期間中
		4 / 5	・ 受講生 1 人 月 17 万円	
④第3種（受講）		3 / 4	・ 受講生 1 人 月 8 万円	受講期間中
⑤第4種（グループ就労訓練請負型） ○ 社会福祉法人、NPO法人等が、企業から業務を請負い、訓練担当者の支援のもと、企業内で障害者のグループの訓練を実施し、常用雇用への移行を促進すること	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 } である障害者のグループ ※障害者のグループは、1ユニットにつき3人以上5人以下であることが必要	3 / 4	・ 訓練担当者の配置に要する費用の額 訓練担当者 1 人あたり月額 24 万円	# 1
			・ 協力事業主に支払った費用相当額 1 日につき 2,500 円（1ユニットにつき月額 5 万円まで）	

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
⑥第4種（グループ就労訓練雇用型） ○ 事業主が、障害者のグループを雇用し、訓練担当者の支援のもと事業主の事業所内で訓練を実施し、常用雇用への移行を促進すること	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 } である障害者のグループ ※障害者のグループは、1ユニットにつき3人以上5人以下であることが必要 ※雇用率対象となる労働者のうち、障害者雇用納付金関係助成金の支給を受けている者は、対象となる障害者から除かれる	4 / 5	・訓練担当者の配置又は委嘱に要する費用の額 *配置の場合 訓練担当者1人あたり月額25万円 *委嘱の場合 訓練担当者1回につき15,000円（年250万円まで）	# 1
⑦第4種（グループ就労訓練職場実習型） ○ 事業主が、特別支援学校の高等部（本科）の3年生である障害者のグループについて事業所で就労に関する実習を実施し、常用雇用への移行を促進すること	特別支援学校の高等部（本科）の3年生である ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 } である障害者のグループ ※障害者のグループは、1ユニットにつき1人以上5人以下であることが必要		・障害者のグループのうち、訓練を実施した事業主において雇用率対象となる労働者へ移行した者がいる場合に、実習1日につき2,500円（1ユニットにつき月額5万円まで）	
⑧第4種（グループ就労訓練派遣型） ○ 派遣先の事業主が、派遣労働者である障害者のグループについて、事業所で就労することを通じて、訓練担当者の支援のもと企業内で訓練を実施し、常用雇用への移行を促進すること	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 } である障害者のグループ ※障害者のグループは、1ユニットにつき3人以上5人以下であることが必要 ※雇用率対象となる労働者のうち、障害者雇用納付金関係助成金の支給を受けている者は、対象となる障害者から除かれる	4 / 5	・訓練担当者の配置又は委嘱に要する費用の額 *配置の場合 訓練担当者1人あたり月額25万円 *委嘱の場合 訓練担当者1回につき15,000円（年250万円まで）	# 1

- # 1
- ① 当初は2回目の年度末まで
 - ② その2年度のうちに1名以上雇用率対象となる労働者へ移行した場合には、継続受給が可能。
 - ③ 3年度目以降は、1年度のうちに1名以上雇用率対象となる労働者へ移行した場合には、継続受給が可能。